



Basic SLIP-ON MUFFLER 取扱説明書

(J M C A 認定品)

商品番号 : 04-02-2601
適応車種 : Ape100
フレーム番号 : HC07-1600001~
: HC13-1000001~

この度は、タケガワ製品をお買い上げ頂きまして誠にありがとうございます。

このマフラーは、長年に渡るモンキー・ゴリラの商品開発で得たノウハウを駆使し設計、製造しております。マフラーパイプには、耐食性に優れている SUS を使用し、サイレンサーアウターパイプ部はアルミニウムを使用し、軽量化をはかっています。又、ノーマルのエキゾーストパイプをそのまま使用するスリップオンタイプとし低価格化をはかりました。平成19年度規制にも対応しております。オリジナルマフラーとは異なったサウンドをお楽しみ下さい。

ご使用の際は、この取扱説明書をよくお読みになってご理解した上ご使用して頂きますようお願い致します。

◎イラスト、写真などの記載内容が本パーツと異なる場合がありますので、予めご了承下さい。

☆正しく安全にご使用頂くために☆

- ◎取扱説明書に書かれている指示を無視した使用により、事故や損害が発生した場合、当社は賠償の責を一切負いかねます。
- ◎この製品を取り付け使用し、当製品以外の部品に不具合が発生しても、当製品以外の部品の保証はどのような事柄でも一切負いかねます。
- ◎商品を加工等された場合や取り付けされた場合は、保証の対象にはなりません。
- ◎指定部品以外との組み合わせはご遠慮下さい。



注意

この表示を無視した取扱をすると、人が傷害を負う可能性が想定される内容及び物的損害が想定される内容を示しています。

- 一般公道では、法定速度を守り遵法運転を心掛けて下さい。
(法定速度を越える速度で走行した場合、運転者は道路交通法、速度超過違反で罰せられます。)
- このマフラーは、進行方向に向かって右側から立ち上がっています。エンジン回転中は容易に足などをマフラー方向に近づけない様心掛けて下さい。(火傷の原因となります。)
- 作業を行う際は、必ず冷間時(エンジン及びマフラーが冷えている時)に行ってください。(火傷の原因となります。)
- 規定トルクは、必ずトルクレンチを使用し、確実に作業を行ってください。(ボルト及びナットの破損、脱落の原因となります。)
- 製品及びフレームには、エッジや突起がある場合があります。作業時は、手を保護して作業を行ってください。(ケガの原因となります。)
- マフラーを水洗いする時は、必ず冷間時(マフラーが冷えている時)に行ってください。(マフラーのヒビ割れの原因となります。)
- 車両を駐車させる場合は、歩行者等がマフラー等に接触しない様な場所に止めて下さい。歩行者や走行車両等が邪魔にならない場所に止める様心掛けて下さい。(歩道等に歩行者が歩く方向にマフラーを向けて車両を止めたりすると、歩行者等がマフラーに接触し火傷又は物的損害を被ったり車イスの人が通れなくなる場合があります。)
- 走行前は、必ず各部を点検し、ネジ部等の緩みが無いことを確認し緩みが有れば規定トルクで確実に増し締めを行ってください。
(部品の脱落の原因となります。)
- J M C A カードに明記している規定値は、エンジンがノーマルの状態での規定値です。エンジンパーツを交換及び改造している車両は、J M C A 認定外になります。又、マフラーを、分解、加工、改造した場合も J M C A 認定外になります。



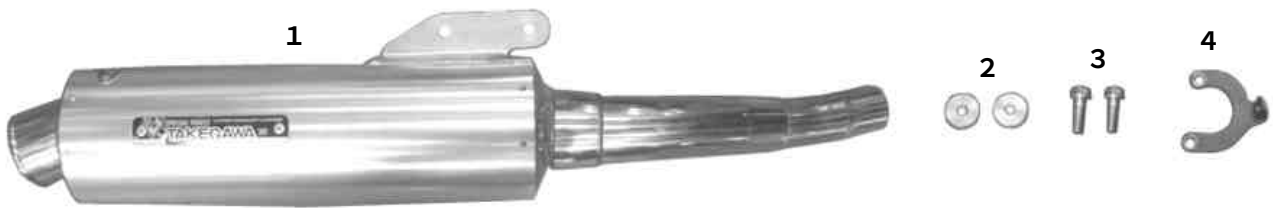
警告

この表示を無視した取扱をすると、人が死亡したり重傷を負う可能性が想定される内容を示しています。

- エンジンを回転させる場合は、必ず換気の良い場所で行ってください。密閉した様な場所では、エンジンを始動させないで下さい。
(一酸化炭素中毒になる恐れがあります。)
- エンジン回転中は、マフラー出口を絶対のぞかないで下さい。(一酸化炭素中毒、失明等になる恐れがあります。)
- 走行中、異常が発生した場合は、直ちに車両を安全な場所に停止させ、走行を中止して下さい。(事故につながる恐れがあります。)
- 走行前に、必ずバンク角のチェックを行い、そのバンク角以上にバンクさせない様な、走行を心掛けて下さい。
(転倒につながる恐れがあります。)
- エンジン回転中や、エンジン停止後しばらくの間は、エンジン及びマフラーは高温になっています。近くにガソリン等の危険物や燃えやすい物を絶対置かないで下さい。(火災につながる恐れがあります。)
- 製品梱包のビニール袋は、幼児の手の届かない所に保管するか、廃棄処分して下さい。(幼児がかぶったりすると、窒息の恐れがあります。)
- 作業を行う際は、水平な場所で車両を安定させ安全に作業を行ってください。(作業中に車両が倒れてケガをする恐れがあります。)
- 点検、整備は、取扱説明書又は、サービスマニュアル等の点検方法、要領を守り、正しく行って下さい。
(不適当な点検整備は、事故につながる恐れがあります。)
- 点検、整備等を行った際、損傷部品が見つければ、その部品を再使用する事は避け損傷部品の交換を行ってください。
(そのまま使用すると事故につながる恐れがあります。)
- このマフラーは、STDマフラーに比べ最低地上高が低くなります。走行中は、路面の凸凹に注意して走行して下さい。
(マフラーの破損、転倒につながる恐れがあります。)

- ◎性能アップ、デザイン変更、コストアップ等で商品および価格は予告無く変更されます。あらかじめご了承下さい。
- ◎クレームについては、材料および加工に欠陥があると認められた商品に対してのみ、お買い上げ後1ヶ月以内を限度として、修理又は交換させて頂きます。但し、正しい取り付けや、使用方法など守られていない場合は、この限りではありません。修理又は交換等にかかる一切の費用は対象となりません。
- ◎この取扱説明書は、本商品を破棄されるまで保管下さいますようお願い致します。

～商 品 内 容～



番号	部 品 名	個数	リペア品番	入数
1	マフラーCOMP.	1		
2	スペーサー	2	16954-GEL-T00	1
3	フランジボルト M8×40	2	00-00-0197	4
4	ステー	1	18340-HC6-T00	1
	JMCAカード	1		

※リペアパーツは必ずリペア品番にてご発注下さい。品番発注でない場合、受注出来ない場合もあります。
あらかじめご了承下さい。

尚、単品出荷出来ない部品もありますので、その場合はセット品番にてご注文下さいますようお願い致します。

～取 り 付 け 要 領～

○メンテナンススタンド等で車両を安定させます。

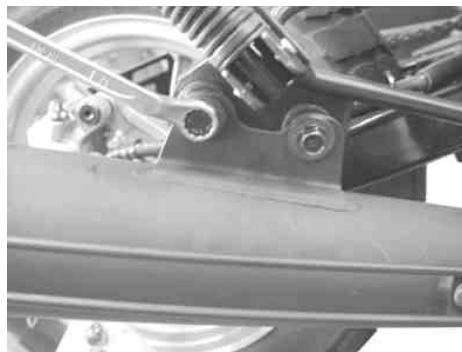
△注意：必ず冷間時に行う事。



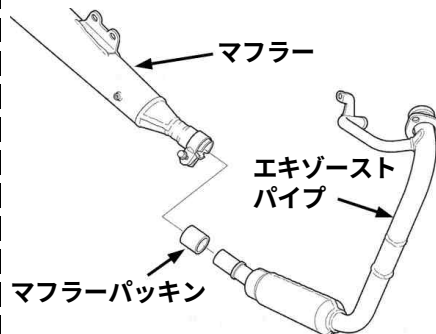
○マフラー本体とエキゾーストパイプのジョイント部のボルトを外します。



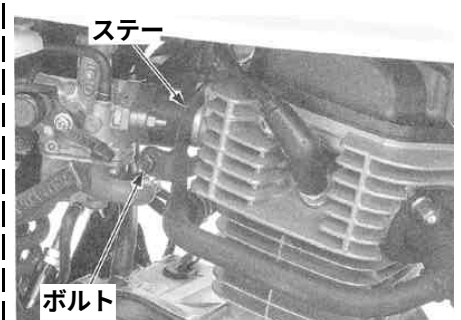
○マフラー本体を止めているボルト2本を取り外します。



○エキゾーストパイプからマフラー本体とマフラーパッキンを取り外します。



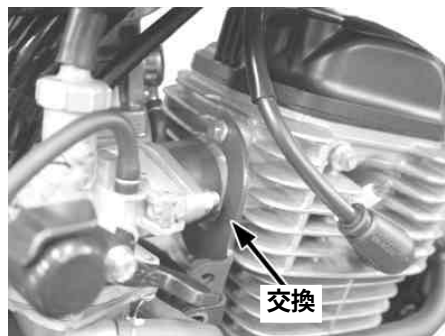
○エキゾーストパイプのフィードパイプ部のステーを連結しているボルトを取り外します。



○エキゾーストパイプフランジ部のナット2個を緩めます。



- インレットパイプ部に取り付けているフィードパイプステータをキット内のステータに取り付け替えます。



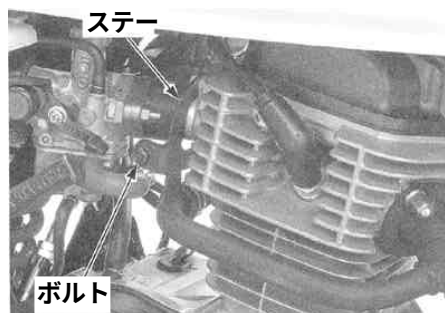
- インレットパイプガスケットが損傷しない様、キャブレターを手で押させながら慎重に作業を行い規定トルクまでインレットパイプのボルト2本を締め付けます。

△注意：必ず規定トルクを守る事。

$$T = 10 \text{ N} \cdot \text{m} (1.0 \text{ kgf} \cdot \text{m})$$



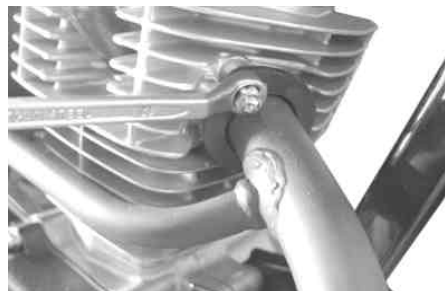
- 取り付けしたキット内のフィードパイプステータ部に、エキゾーストパイプを動かし、エキゾーストパイプのステータを合わせ、ボルトを仮締めします。



- エキゾーストパイプフランジ部のナット2個を均等に規定トルクまで締め付けます。

△注意：必ず規定トルクを守る事。

$$T = 10 \sim 12 \text{ N} \cdot \text{m} (1.0 \sim 1.2 \text{ kgf} \cdot \text{m})$$



- フィードパイプステータ部のボルトを規定トルクまで締め付けます。

△注意：必ず規定トルクを守る事。

$$T = 10 \text{ N} \cdot \text{m} (1.0 \text{ kgf} \cdot \text{m})$$



- エキゾーストパイプ差し込み部に耐熱ガスケット材をうすく塗布します。

△スリーボンド 1207B 相当品

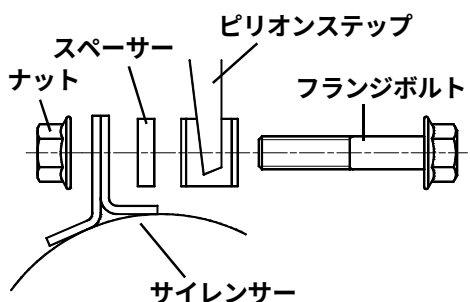
△ロックタイト 5699 相当品



- キット内のマフラーCOMP.エキゾーストパイプに差し込み取り付けます。



- ピリオンステップのマフラスステータ部に、キット内のスペーサー、フランジボルトを用いてサイレンサーを図を参考に取り付けます。



- フランジボルト2本を規定トルクまで締め付けます。

△注意：必ず規定トルクを守る事。

$$T = 23 \text{ N} \cdot \text{m} (2.3 \text{ kgf} \cdot \text{m})$$



- サイレンサー部のネームプレート及びJMC Aプレートの保護フィルムを剥がします。



- マフラーに付着した汚れをよく拭きとります。
○エンジンを始動させ、排気漏れの有無を確認します。

△警告：必ず換気の良い場所で行うこと。

○各部をもう一度規定トルクで増し締めします。

△注意：必ず規定トルクを守る事。

△注意：必ず冷間時に行う事。

株式会社 SPECIAL PARTS 武川

〒584-0069 大阪府富田林市錦織東三丁目5番16号

TEL 0721-25-1357

FAX 0721-24-5059

お問い合わせ専用ダイヤル 0721-25-8857

URL <http://www.takegawa.co.jp>

**2010年4月1日から
アフターマフラー認証制度がスタートします**

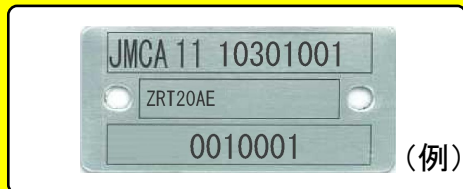
マフラー認証制度って？ナニ？？

騒音対策の強化として、今まで行なわれてきた近接排気騒音・排気ガス規制に加えて加速走行騒音規制が新たに導入され、新しい認証試験をクリアしたアフターマフラー以外は使用できなくなります。でも心配はいりません。この制度は2010年4月1日からの新しい車両が対象で、2010年3月31日以前の車両は今まで通りのアフターマフラーがご使用いただけます。

1:今所有している車両、マフラーは大丈夫です!!

●2010年3月31日以前に生産された車両は、この制度の対象外です。

2: 認証制度対象となる車両に、装着可能なアフターマフラーは？



『**認証プレート**』(JMCA呼称)

●この表示が付いていれば国の認証制度適合の証。
安心して公道を走行でき、もちろん車検もOK!

認証制度対象以前の同型(同一車両型式)車両にも装着OKです。

◆認証制度の対象となる車両は？

- 国産車・・・2010年4月1日以降に**生産**された車両
- 輸入・逆輸入車・・・2010年4月1日以降に**通関**された車両

つまり認証制度施行日より前に「生産」「通関」された車両に関しては対象にならないのです。たとえ2010年4月1日以降に購入した車両でも、製造日や通関日が2010年3月31日以前の車両であれば従来のJMCA認定マフラーが使用可能です。

◆認証制度の対象となる車両の確認方法は？

- 車検のある車両・・・**車検証**の備考欄の記載事項で確認ができます。
(マフラー加速騒音規制適用車と記載されていれば認証制度対象車両です。)
- 車検のない車両・・・車体に貼られている**型式認定番号ラベル**の色で確認ができます。
(**シルバー地**のラベルであれば認証制度対象車両です。)



《注意!!》

- マフラー加速騒音規制適用車に上記認証表示及び法規適合証明の出来ないアフターマフラーを装着した場合は、「違法マフラー」とみなされます。
- 従来のJMCA認定マフラーは車両型式が同じでも、マフラー加速騒音規制適用車には使用できません。
- マフラー加速騒音規制適用車ではバツフル等の消音機構が脱着できる構造のマフラーは「違法マフラー」となります。

なんとなく分かったけど、でも心配、もっと詳しい内容が知りたいという方は、マフラーメーカー、販売店またはJMCA事務局までお問い合わせください。